

# クラウド型被災者支援システムに活用できる地方財政措置

令和5年度、クラウド型被災者支援システムに活用できる地方財政措置として以下の3つがございます。  
本システムの初期費用及び運用費用のコスト削減に貢献しますのでご活用ください。

**初期**

サーバー等の調達費などの初期費用

**運用**

システム利用料などの運用費用

	クラウド型被災者支援システムでの措置対象	措置期間	交付税措置率
① 緊急防災・減災事業債	サーバー等の調達費などの初期費用 <b>初期</b>	令和7年度まで	措置率：70% (充当率：100%)
② 郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付税措置	サーバー等の調達費などの初期費用 ※ <b>初期</b>	令和7年度まで	措置率：70% (財政力補正あり) (事業費上限額：なし)
③ 地域デジタル社会推進費(普通交付税)	システム利用料などの運用費用 <b>運用</b>	令和5年～7年(事業期間)	—

※初期費用のうちコンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象

# 導入パターンA・Bに活用できる地方財政措置について

以下の表は、各導入パターンの初期費用と運用費用に活用できる地方財政措置とその措置率になります。

措置率 緊急防災・減災事業債
 措置率 郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付税措置 ※
地域デジタル社会推進費 (普通交付税)

導入パターン	【パターンA】 住基システムを被災者支援システム等と自動連携する場合		【パターンB】住基システムを被災者支援システム等と自動連携しない場合	
	A① A③ 自治体基盤クラウドシステム (BCL) による住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合	A② 住民票の写し等は既存のコンビニ交付を利用する場合	B 住民票の写し等は既存のコンビニ交付を利用する場合	住民票の写し等のコンビニ交付を利用しない場合
1. システム整備に必要な費用 (初期費用)	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">70% 措置</span> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">約600万円～1,600万円</span> <span style="margin-left: 20px;">← どちらかを活用可能 →</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">70% 措置</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">70% 措置</span> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">約数万円～数百万円</span> <span style="margin-left: 20px;">← どちらかを活用可能 →</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">70% 措置</span>	
2. 整備後に必要な費用 (運用費用)	<b>団体基礎額18万5,000円+団体人口比例額 (人口×10円)</b>			
	(1)被災者支援システム利用料			
	(2)システム関連運用保守費用	<b>連携APサーバ等の保守管理費用</b> (BCL導入済みの場合は負担済み)		<b>データフォーマット変換ツール等の保守運用費用</b>
	(3)コンビニ交付運営負担金	<b>約35万円/年～988万円/年</b> (BCL導入済みの場合は負担済み)	<b>約69万円/年～988万円/年</b> (コンビニ交付導入済みのため既に負担済み)	<b>約69万円/年～988万円/年</b>
	(4)コンビニ交付委託手数料	<b>罹災証明書の交付枚数 (117円/通)</b>		対象外
	<b>住民票の写し、印鑑証明書、税証明書の交付枚数 (117円/通)</b> (BCL or 既存のコンビニ交付で負担済み)		<b>罹災証明書の交付枚数 (117円/通)</b>	対象外
(5)BCL証明発行機能利用料	<b>住民票の写し、印鑑証明書、税証明書のコンビニ交付枚数 (180円/通)</b> (BCL環境上の従量課金) (BCL導入済みの場合は負担済み)		費用負担発生なし	

※初期費用のうちコンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象

## 郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入に係る特別交付税措置

### 趣旨

マイナンバーカードの更なる利便性向上を図るため、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービスの導入に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

### 措置内容

- ・ 措置率：0.7（財政力補正あり）
- ・ 令和7年度まで（自治体DX推進計画の計画期間と同様）

### 算定対象となる経費

- 郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入経費
- （例）
- ・ 市町村システムの改修（証明発行サーバの整備）費用等
  - ・ 郵便局等への端末設置費用

### 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書\*
- ・ 各種税証明書\*
- ・ 戸籍証明書\*
- ・ 戸籍の附票の写し\*
- ・ 罹災証明書\*

※対応しない市町村もあり。



証明書自動交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和5年1月1日時点	994	11,307万人
令和4年度末見込み	1,128	11,623万人

# 総務省資料より②

## 地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円  
(令和4年度 2,000億円)

### 地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組(想定される例)

高齢者などの住民を対象とした  
デジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や  
働く場の創出など魅力ある地域づくり

地域におけるデジタル人材の  
育成・確保

デジタル技術を活用した  
安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル  
技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランス  
フォーメーション支援

### うち、マイナンバーカードを活用した取組(想定される例)

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援(書かない窓口)

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

### 地方交付税措置

【算定項目】 「地域デジタル社会推進費」(普通交付税の臨時費目)

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分1,700億円程度  
(令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分1,200億円程度)

# 総務省資料より③

## マイナンバーカードを利活用した地域のデジタル化の推進

### 1. マイナンバーカードを利活用した取組についての普通交付税における算定

○ 「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

#### 【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

#### 【算定額】

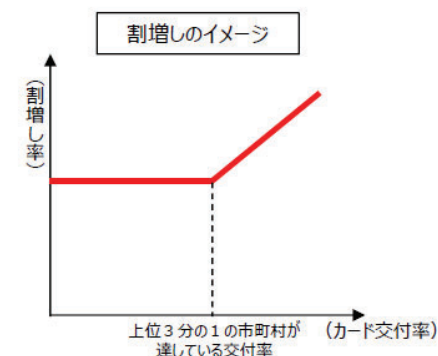
令和5年度 500億円程度 (市町村分)

#### 【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定

※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



### 2. 郵便局を活用した取組

○ マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、地方団体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)を講じる ※ 財政力補正あり

事 務 連 絡  
令和3年12月14日

各都道府県防災主管部(局) 長殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(防災デジタル・物資支援担当)  
内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(避難生活担当)  
内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当)

クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る  
緊急防災・減災事業債の活用について

クラウド型被災者支援システムの導入経費及びコンビニ交付関係の経費については、既に特別交付税(1/2)措置が適用されている旨、お知らせしたところです(「クラウド型被災者支援システム整備の推進について(令和3年11月16日付事務連絡)」参照)が、別紙のとおり、導入経費について、緊急防災・減災事業債(充当率100%・交付税措置率70%)が活用できますのでお知らせいたします。

つきましては、貴防災主管部(局)におかれましても、被災者支援業務の充実を図るため、緊急防災・減災事業債をはじめとする財政措置を活用し、貴管内の市区町村における本システムの導入に向けて、本通知を周知していただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・<別紙1> 「防災情報システムに対する地方財政措置(緊急防災・減災事業債等の活用)」
- ・<別紙2> 「<別添2>クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」

問い合わせ先  
(クラウド型被災者支援システムに関すること)  
地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部  
電話 03-5214-8002 Mail : [rddlg@j-lis.go.jp](mailto:rddlg@j-lis.go.jp)

(防災業務全般、地方財政措置に関すること)  
内閣府政策統括官(防災担当) 付 クラウド型被災者支援システム担当  
電話 : 03-3503-2231 Mail : [csus-div.a3w@cao.go.jp](mailto:csus-div.a3w@cao.go.jp)

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする。

## 1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

(下線部分が令和3年8月拡充部分)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (※1)については、公共的団体への補助金債を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団拠点施設等</li> <li>○防災資機材等備蓄施設</li> <li>○非常用電源</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li> <li>○避難路・避難階段(※1)</li> <li>○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設(浸水対策のための施設整備(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)を含む)(※1)</li> <li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、非接触対応設備、発熱者専用室等)</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等)</li> <li>○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資材・資機材用備蓄倉庫等)</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li> <li>○消防水利施設</li> <li>○初期消火資機材</li> </ul>	<p>(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> <li>○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要な消防署の移転</li> </ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化</li> <li>○全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達手段の多重化</li> <li>○<b>防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</b></li> <li>○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等</li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>クラウド型被災者支援システムが該当</b></p>	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li> <li>○消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</li> </ul>
	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> </ul> <p>〔消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象〕</p> <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※2)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業</p> <p>(※2) 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金</p>

## 2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和3年度~令和7年度(延長前:平成29年度から令和2年度)

4. 事業費

5,000億円(令和3年度)

# 防災情報システムに対する地方財政措置

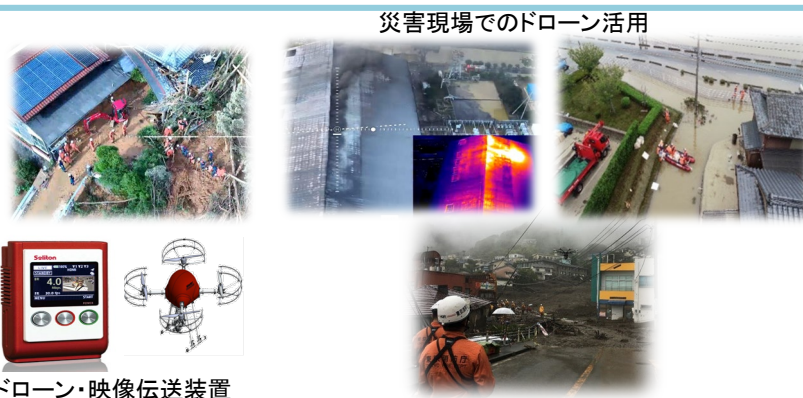
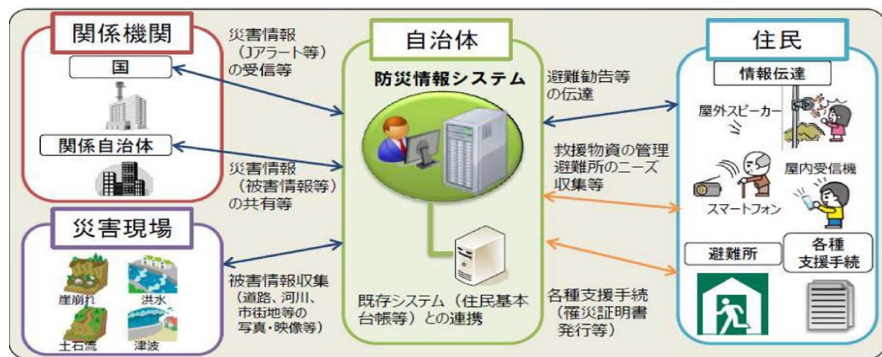
## 対象事業

### ○【防災情報システムの 신설、更新】

- ① 河川水位情報やドローンからの映像等を関係機関や避難所に送り、警報等を呼びかけるシステム
- ② **被災者関連機能(被災者台帳管理等)、避難所関連機能(避難所のニーズ把握等)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム**
- ③ 災害情報伝達手段への一斉送信システム
- ④ 携帯電話網等を活用した情報伝達システム

### ○【既存の防災情報システムの改修(機能強化)】 サーバーの設置等と一体的に行うソフトウェアの追加に要する経費

## 【事業イメージ】



※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

## 地方財政措置(地方債(充当率・交付税措置)、特別交付税措置)

→ **クラウド型被災者支援システムが該当**

### ○【**新設・機能強化**】緊急防災・減災事業債(令和7年度までの時限措置)

充当率 100%



### ○【更新】防災対策事業債

充当率 75%



### ○【非適債事業(個別端末整備、庁舎側設備のソフト改修等)】特別交付税 措置率0.7(令和7年度までの時限措置)



※特別交付税措置は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象